

佐倉市立臼井西中学校
いじめ防止基本方針



令和5年 4月 1日
佐倉市立臼井西中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安心・安全な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

白井西中学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法（第二条）」より

3 いじめの態様

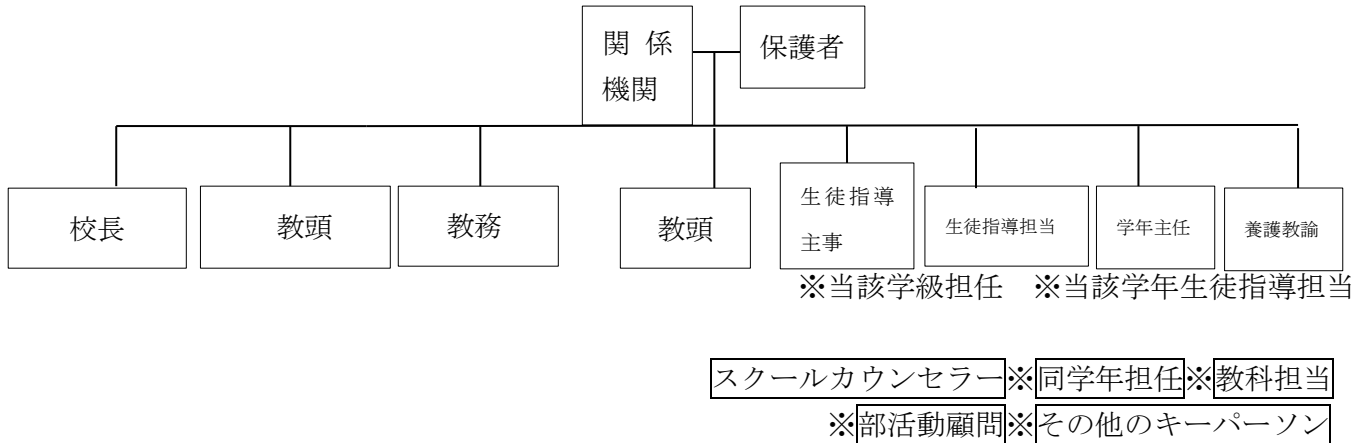
いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であると言われています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなることがあります。ささいなトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた生徒がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）
- ・悪口（からかい、冷やかしの脅しなど、いやなことを言われるもの。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
- ・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、メールなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を無断で掲載されるもの。）

4 学校いじめ対策の組織



①いじめ対策会議

○メンバー

※は具体的事例にあたる場合の参加者

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年生徒指導担当教員，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー，

- ・学期に1回程度開催する。
- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織。
- ・具体的な年間計画等の作成，見直し。
- ・いじめの相談，通報窓口
- ・学校はいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。
- ・いじめ解消の確認

②生徒指導部会議（日常的な担当者の会議）

○メンバー

校長，教頭，生徒指導主事，学年生徒指導担当教員，養護教諭，保健主事
スクールカウンセラー（学校の状況で可能であれば）

- ・1週間に1回開催する。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録。
- ・来週の重点目標の確認等
- ・いじめ相談窓口としての役割

③いじめに関わる情報があった時の緊急会議

○メンバー

校長，教頭，生徒指導主事，養護教諭，関係学年主任，
関係学年生徒指導担当，担任，その他の関係教諭，
スクールカウンセラー（学校の状況で可能であれば）等

- ・いじめ情報があった場合に招集する。
- ・情報の収集と記録。
- ・具体的な対応策と情報の共有

5 いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、生徒に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが

発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。特に配慮が必要な生徒については、日頃からその特性を踏まえた支援を行うとともに、見守りを行い未然防止に努める。

教師の姿勢としては、差別的な発言や生徒を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

(1) 授業について

・それぞれの授業に於いて「生徒指導の機能を生かしたわかる授業」の実践を目指します。

- ①生徒に自己決定の場を与えること
- ②生徒に自己存在感を与えること
- ③共感的人間関係を育成すること

(2) 道徳教育の充実

・道徳の時間に「いじめ防止につながる」価値項目を計画的に実施する。

A-節度，節制 B-思いやり，感謝，友情，信頼，相互理解，寛容 C-公正，公平，社会主義

- ・サイバー(SNSのトラブルなど)犯罪防止講演会，いのちを大切にするキャンペーン，人権教育講演会などを積極的に生かし，いじめを許さない気質を育てる。
- ・豊かな人間関係づくり実践プログラムを使用した授業展開を行う。

○いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ，いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに，人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命，人権を大切にする指導の充実に努めます。

(3) 進路学習の充実

○達成感や感動，人間関係を深められる体験活動を企画し，実施します。

(それぞれの行事を通して，どんなところをどう高めていくのか。)

・1年生 **ボランティアなどの講話**

- ・福祉活動を中心に講話を聞くことにより，思いやりと社会貢献の心を育て，よりよい社会の実現を目指す態度を身に着けます。

校外学習

- ・新しい仲間とお互いの良さを認め合いながら親睦を深めます。

・2年生 **職業人からの講話**

- ・働くことの喜びや苦勞・生きがいなどを知り，社会に貢献する心を育てます。

校外学習

- ・共同生活での宿泊生活を通して，集団のきまりや公衆道徳を守り，望ましい集団生活の体験を積みます。
- ・体験活動を通して，生きることの喜びや難しさを知り，「生きる力」を身につけます。

・3年生 **修学旅行**

- ・集団の団結力を高めるとともに，友情や思いやりなどのより良い人間関係を育てます。

(4) 相談体制の整備

○教育相談により、生徒の悩みや変化に、早く気づく体制を整えます。

- ・年間3回（5月，10月，2月）行います。5月，は担任と，10月は相談者を希望できます。学校にいる先生ならだれとでも話をすることができます。なお，2月はチャンス相談として，日程を決めずに，機会をとらえて実施します。
- ・生徒が希望したときには，いつでもだれとでも面談ができる体制を整えます。

(5) 定期的なアンケートの実施

○いじめアンケートに学校全体で取り組みます。

- ・いじめに関するアンケートを年間3回（5・6月・10月・2月）行います。
- ・結果の集計や分析には学年職員を中心に，複数の教員であたります。
- ・自分自身に関するだけでなく，クラスや部活動の様子などにも目を向け，困っている人はいないか，自分に何かできることはないかなども含めた内容で実施します。

(6) 生徒会を中心とした取り組み

○生徒会活動により，いじめ防止を訴え，解決を図れるような，自治的な活動に取り組みます。

- ・いじめ根絶キャンペーンを実施します。
- ・人道的支援募金への積極的参加をしていきます。
- ・生徒会新聞での啓発活動をしていきます。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器の持つ危険性やその使われ方を知ってもらい，問題の解決にあたります。

- ・保護者にも協力してもらい，互いに連携しながら指導にあたります。
- ・全校集会にて生徒指導主事が情報教育を行います。
（始業式・生徒集会・終業式・人権集会・修了式・適宜）
- ・悪質な内容を含む場合は，市教委・警察等，関係機関に相談します。

(8) 保護者への啓発活動

○年度当初より，いじめ問題に対する学校の認識や，対応方針を周知し，協力と情報提供の依頼を行います。

- ・学校経営説明を通して，学校のいじめに対する姿勢を示します。
- ・学校便りや学年便りを通して啓発活動を行います。
- ・保護者会やミニ集会等を通して啓発活動を行います。
- ・家庭教育学級を通して啓発活動を行います。

6 いじめを発見した時の早期対応策

いじめ問題解消のためには，いじめを早期に発見し，対応することが重要となります。全ての大人が連携し，生徒のささいな変化に気付くことが，早期解決につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても，早い段階からの的確に関わりを持ち，積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的に対応していきます。いじめの認知は組織で行い、ささいなことでも、背景にいじめがあるかもしれないととらえ、抱え込まず、情報共有を行います。

(1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、生徒の行動を注意深く見守ります。
- ・生活ノートから気になることを発見します。
- ・生徒や保護者からの情報を大切にします。
- ・他の教職員からの情報を共有しあいます。

○いじめの可能性がある場合は、いじめとして認知し、事実を確認します。

- ・いじめの情報を確認したら、生徒指導部会を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該生徒、関係生徒、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します。(時系列、生徒別等)
- ・確認したことをもとに、事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況と生徒の状況との関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策委員会で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導方針について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた生徒、保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、丁寧に説明します。
- ・学校の指導方針(過程)を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて、カウンセラーを活用するなど、チームとして指導にあたります。

○いかなる理由があっても、いじめられた生徒を守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくります。
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

(3) いじめを行った生徒への指導

○行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・生徒間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・状況によっては、いじめた生徒を別室において指導します。また、自分に向き合えず反省ができない場合、繰り返し行う場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

- いじめを行った背景についてはじっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。
 - ・状況に応じて、カウンセラーを活用するなど、チームとして指導にあたります。
 - ・被害生徒の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
 - ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
 - ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

(4) いじめを行った保護者への助言

- 問題解決に向けて、協力をお願いします。
 - ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
 - ・加害生徒と同席で、事実関係の確認を行います。
 - ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。
- 良い面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。
 - ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮します。
 - ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、良い点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。
- 自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。
 - ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることを伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

- 表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。
 - ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援します。(被害者、加害者とも)
 - ・被害生徒には教員が励ましや声かけを行い小さな変化を見逃さない配慮を継続します
- いじめの解消の判断
 - ・いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいる時点で、本人及び保護者に確認し最終判断を行う。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

- 躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります
 - ・生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大な事態及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
 - ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

7 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」「あるいは生じる恐れ」があることです。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

また、「当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認めるときです。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(1) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行います。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。(客観的な事実関係を速やかに調査します。)
- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とします。

(2) 調査に関わるいじめを受けた生徒・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明します。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

8 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画	学活・道徳・その他
4月	・入学式 ・授業参観(保護者会)	・学校間・学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解(職員研修) ・保護者への「いじめ対策についての説明」	始業式集会 ・県いじめリーフレットを活用 ・学級目標 ・グループエンカウンター
5月	・体育祭 ・生徒総会 ・修学旅行 ・教育相談	・3年生修学旅行を通じた人間関係づくり ・定期教育相談(いじめアンケート)	・情報モラル教育 ・学年だより
6月	・1年校外学習 ・2年校外学習 ・教育相談 ・定期テスト①	・校外学習を通じた人間関係づくり ・定期教育相談	・学校だより ・道徳 ・学活
7月	・授業参観週間 ・3年三者面談 ・1、2年二者面談 ・印旛郡市総合体育大会	・いじめ対策会議の実施(進行状況の確認)	・学年集会 ・全校集会 ・保護者会

8月	・夏季休業	・職員研修会	
9月	・印旛郡市新人大会 ・定期テスト② ・生徒会役員選挙	・夏休み明けの生徒の状況把握。 ・いじめ根絶キャンペーン(生徒会)	・学年だより ・アサーショントレーニング
10月	・合唱祭 ・教育相談 ・進路説明会②	・クラス内の人間関係や自己存在感の向上 ・定期教育相談(いじめアンケート) ・情報モラルに関する教育	・学活(学級会) ・前期の学級の反省・対策
11月	・定期テスト③ ・教育面談	・特別活動での情報教育	・学校だより ・全校集会
12月	・3年三者面談 ・1, 2年授業参観	・いじめ対策会議の実施(進行状況の確認) ・人権集会	・全校集会 ・人権授業
1月	・新入生保護者説明会		
2月	・定期テスト④	・チャンス教育相談(いじめアンケート実施)	
3月	・薬物乱用防止教室 ・予餞会 ・子育て理解講座 ・卒業式 ・小中連絡会議	・いじめ対策会議の実施(評価) ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理, 作成 ・小学校との新入生の情報交換	・全校集会 ・学活(1年間の振り返り。進学、進級に向けて)

9 その他

- ・年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行います。
- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していきます。

○令和5年3月一部改定